

## 議案第 4 号

### 宇和島市地域公共交通活性化協議会の委員追加及び規約の改正について

地域の移動を支える公共交通は、新型コロナウイルスの影響や人件費・物価高騰による経営の悪化、運転手不足による減便・廃線などが全国的な課題となっております。宇和島市でも、同様な課題に直面しており、公共交通が利用できない「交通空白」の拡大が懸念されています。こうした状況を踏まえ、市としては、将来にわたって持続可能な公共交通を再構築（リ・デザイン）することが喫緊の課題となっております。

国土交通省では、この「交通空白」を解消するため、令和 7 年度から令和 9 年度の 3 ヶ年を「交通空白解消・集中対策期間」とし、自治体や事業者に対して、伴走支援や財政支援を実施しております。宇和島市においても、再構築に向けた基礎データを収集・分析するため、国土交通省の「交通空白解消緊急対策事業」を活用し、市内全域で公共交通の利用実態や移動ニーズを把握するための調査を 12 月より実施しております。

来年度以降、再構築の検討を進めるにあたり、専門的な知見を交えた本格的な協議が必要となります。そのため、本協議会に専門的な知見を持つ委員を新たに追加する提案を行うとともに、委員の追加に伴い、本協議会の規約改正についてご審議いただくものです。

#### 1. 追加委員

高等教育機関（大学等）において地域公共交通の知見を有する者

#### 2. 追加人数

1 名

#### 3. 規約改正内容

2 ページ目以降のとおり

#### 4. 規約施行時期

令和 8 年 4 月 1 日

(目的)

第1条 地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）第6条第1項の規定に基づき、地域公共交通計画の策定及び実施に関し必要な協議を行うとともに、道路運送法（昭和26年法律第183号）の規定に基づき、地域における需要に応じた住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保その他旅客の利便の増進を図り、地域の実情に即した輸送サービスの実現に必要な事項を協議するため、宇和島市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第2条 協議会は、事務所を愛媛県宇和島市曙町1番地に置く。

(所掌事務)

第3条 協議会は、次に掲げる事項を協議するものとする。

- (1) 地域公共交通計画の策定及び変更に関する事項
- (2) 地域公共交通計画の実施に係る連絡調整に関する事項
- (3) 地域公共交通計画に位置付けられた事業の実施に関する事項
- (4) 市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関する事項
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会が必要と認める事項

(協議会の委員)

第4条 協議会の委員は、次に掲げるものをもって組織する。

- (1) 一般乗合旅客自動車運送事業者の代表
- (2) 一般社団法人愛媛県バス協会の代表
- (3) 一般乗用旅客自動車運送事業者の代表
- (4) 南予ハイヤー協議会の代表
- (5) 四国旅客鉄道株式会社の代表
- (6) 道路管理者
- (7) 宇和島警察署の代表
- (8) 住民又は利用者の代表
- (9) 一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表
- (10) 四国運輸局愛媛運輸支局長の指名する者
- (11) 宇和島市観光物産協会の代表
- (12) 宇和島市の職員
- (13) 高等教育機関において地域公共交通の知見を有する者

(14) 前各号に掲げる者のほか、協議会が必要と認める者

(任期)

第5条 委員の任期は2年とし、再任は妨げない。

2 補欠による委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の数及び選任)

第6条 協議会に次の役員を置く。

(1) 会長 1名

(2) 副会長 1名

(3) 監事 2名

2 前項の役員は、第4条の委員の中から選任する。

3 会長、副会長及び監事は、相互に兼ねることはできない。

(役員職務)

第7条 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。

2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

3 監事は、協議会の業務執行及び会計の状況を監査し、当該監査の結果を会長に報告しなければならない。

(会議)

第8条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

3 委員は、都合により会議を欠席する場合、あらかじめ会長に代理の者の氏名等を報告することにより、代理の者を出席させることができることとする。この場合において、その代理の者の出席をもって当該委員の出席とみなす。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

5 緊急を要する場合又は会長が必要と認める場合にあつては、会議の開催に代えて書面又は持ち回りによる意見の聴取及び議事の決定を行うことができるものとする。

6 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対して、資料を提出させ、又は会議への出席を求め、説明又は助言を求めることができる。

7 会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められるときは、非公開で行うものとする。

(幹事会)

第9条 協議会は、運行に関する申請内容の協議並びに会議の準備及び運営に必要な事項を処理するため、幹事会を設置することができる。

- 2 幹事会は、会長が必要と認めた者をもって組織する。
- 3 幹事会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(分科会)

第10条 協議会は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査又は検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

- 2 分科会は、会長が必要と認めた者をもって組織する。
- 3 分科会は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見等の聴取をすることができる。

(事務局)

第11条 協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

- 2 事務局は、宇和島市企画政策部企画課に置く。
- 3 事務局に事務局長、事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。
- 4 事務局に関し必要な事項は、別に定める。

(協議結果の取扱い)

第12条 会議において協議が調った事項については、委員及び関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

(経費の負担)

第13条 協議会の運営に要する経費は、宇和島市からの負担金、国からの補助金、繰越金及びその他の収入をもって充てる。

(財務に関する事項)

第14条 協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第15条 委員等は、会議に出席したときは報酬及び費用の弁償を受けることができる。ただし、国家公務員法（昭和22年法律第120号）及び地方公務員法（昭和25年法律第261号）に規定する者には、支給しない。

- 2 前項の報酬及び費用弁償の額等は、宇和島市報酬及び費用弁償に関する条例（平成17年条例第45号）の例による。

(協議会が解散した場合の措置)

第16条 協議会が解散した場合には、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であった者がこれを決算する。

(その他)

第17条 この規約に定めるもののほか、協議会の事務の運営上必要な細則は、別に定める。

附 則

この規約は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この規約は、令和8年4月1日から施行する。